

新型コロナウイルス感染症に係る対応表（令和4年2月4日改定版）

変異株の種類		オミクロン株		オミクロン株以外の変異株	
対象者	感染状況	当該園児の預かり	施設の対応 (他の園児の預かり)	当該園児の預かり	施設の対応 (他の園児の預かり)
園児本人	症状なし	登園可	開所（登園可）	登園可	開所（登園可）
	感染疑い (発熱等により医師が検査を行う場合)	医師による経過観察の終了または検査の結果「陰性」と判定されるまで登園自粛	開所（登園可）	医師による経過観察の終了または検査の結果「陰性」と判定されるまで登園自粛	開所（登園可）
	濃厚接触者 (無症状・有症状は問わない。)	園児がPCR検査の結果「陰性」と判定された日から起算して、 <u>7日間登園自粛</u>	開所（感染が疑われる症状（発熱等）がある場合は登園自粛、症状がない場合は登園可）	園児がPCR検査の結果「陰性」と判定された日から起算して、 <u>2週間程度登園自粛</u>	開所（感染が疑われる症状（発熱等）がある場合は登園自粛、症状がない場合は登園可）
	感染確認 (有症状・無症状は問わない。)	有症状の場合は治癒するまで登園停止（治癒後も最短で発症日から7日間は登園停止） 無症状の場合は、園児がPCR検査の結果「陰性」と判定された日から起算して、 <u>7日間登園停止</u>	当該園児の登園日から起算して、 <u>クラス単位で7日間一時休所とします。</u> （※1）	有症状の場合は、治癒するまで登園停止（治癒後も最短で発症日から2週間は登園停止） 無症状の場合は、園児がPCR検査の結果「陰性」と判定された日から起算して、 <u>2週間登園停止</u>	当該園児の登園日から起算して、 <u>施設を2週間、一時休所とします。</u> （※1）
保護者等 (同居の家族)	症状なし	登園可	開所（登園可）	登園可	開所（登園可）
	感染疑い (発熱等により医師が検査を行う場合)	登園可。 ただし、送迎は、保護者が医師による経過観察の終了または検査の結果「陰性」と判定されるまで極力代理の方が行ってください。	開所（登園可）	登園可。 ただし、送迎は、保護者が医師による経過観察の終了または検査の結果「陰性」と判定されるまで極力代理の方が行ってください。	開所（登園可）
	濃厚接触者 (無症状・有症状は問わない。)	登園可。 ただし、送迎は、保護者がPCR検査の結果「陰性」と判定されるまで、必ず代理の方が行ってください。 また、陰性確認後も待機期間終了までの間、 <u>送迎は極力代理の方が行ってください。</u>	開所（登園可）	登園可。 ただし、送迎は、保護者がPCR検査の結果「陰性」と判定されるまで、必ず代理の方が行ってください。 また、陰性確認後も待機期間終了までの間、 <u>送迎は必ず代理の方が行ってください。</u>	開所（登園可）
	感染確認 (無症状・有症状は問わない。)	園児本人が濃厚接触者の欄をご参照ください。		園児本人が濃厚接触者の欄をご参照ください。	

※ 原則、上表のとおり対応しますが、個々の状況や事態の推移により変更となることがあります。

※ 下線がある部分について今回改訂を行っております。